平成29年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

報告第 5 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと

ッ 第 6 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

ッ 第 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

第 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

明石市奨学金の返還金の支払督促において、相手方より異議申立てがあったため、訴訟手続を進めることにつき、明石市債権の管理に関する条例第13条第2項の規定により地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、報告するもの。

2 訴えの相手方等

相手方	請求の要旨	専決処分日
明石市在住の個人	明石市奨学金の返還金を長期間滞	平成29年2月24日
	納する相手方に対し、未返還金額	
	651,000円及び遅延損害金	
	の支払いを求めるもの。	

報告第 6 号

)

報告第 8 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要旨	内 容
第 6 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年2月22日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 379,624円 (2) 相 手 方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 平成28年11月30日明 石市西新町3丁目7番15号地先において、福 祉部障害福祉課の職員が運転する本市所有の軽 乗用車が渋滞で停車中の車列に突っ込み、最後 尾の乗用車及びその前方の相手方乗用車に対する多重事故を起こした結果、相手方乗用車に損害を与えるとともに、相手方を負傷させたもの。
第7号	交通事故の損害賠償 額の決定について、地 方自治法第180条 第1項の規定により、 平成29年3月14 日専決処分したので、 報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 488,000円 (2) 相 手 方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 平成28年12月26日明 石市二見町東二見1493番地の5地先におい て、本市消防団員が運転する消防自動車が方向 転換のために後退した際、後方の住宅の敷地内 に駐車中の相手方乗用車に接触し、損害を与え たもの。
第8号	道路上の事故による 損害賠償額の決定に ついて、地方自治法第 180条第1項の規 定により、平成29年 4月17日専決処分 したので、報告するも の。	(1) 損害賠償額 金 255,057円 (2) 相 手 方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成28年12月29日明 石市魚住町錦が丘4丁目4番1号地先の暗渠上 の道路を歩行中の相手方が、道路上に設置して ある鉄板蓋の上に乗った際に鉄板蓋がずれて水 路に落下したため、転落を避けようとしてよけ たところ転倒し、負傷させたもの。